新潟県企業局管理規程第２号

新潟県企業局財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成26年３月28日

新潟県企業管理者　　早　福　　弘

新潟県企業局財務規程の一部を改正する規程

第１条　新潟県企業局財務規程（昭和62年新潟県企業局管理規程第４号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中章、条及び号の表示に下線が引かれた章、条及び号（以下「移動章等」という。）に対応する同表の改正後の欄中章、条及び号の表示に下線が引かれた章、条及び号（以下「移動後章等」という。）が存在する場合には当該移動章等を当該移動後章等とし、移動章等に対応する移動後章等が存在しない場合には当該移動章等（以下「削除章等」という。）を削り、移動後章等に対応する移動章等が存在しない場合には当該移動後章等（以下「追加章等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（章、条及び号の表示並びに削除章等を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（章、条及び号の表示並びに追加章等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改　　正　　後	改　　正　　前
目次 第１章～第８章　（略） 第９章　リース会計（第177条） 第10章　引当金（第178条） 第11章　報告セグメント（第179条） 第12章　雑則（第180条～第184条） 附則	目次 第１章～第８章　（略） 第９章　雑則（第177条～第181条） 附則
（趣旨） **第１条**　この規程は、地方公営企業法施行規則（昭和27年総理府令第73号。以下「規則」という。）第２条の規定により、新潟県企業局（以下「局」という。）の会計その他の財務に関し必要な事項を定めるものとする。	（趣旨） **第１条**　この規程は、地方公営企業法施行規則（昭和27年総理府令第73号。以下「規則」という。）第１条の規定により、新潟県企業局（以下「局」という。）の会計その他の財務に関し必要な事項を定めるものとする。
（請求書の徴取） **第42条**　（略） ２　（略） ３　第１項の規定にかかわらず、支出命令者は、次の各号に掲げる経費については、請求書によらないで支出命令を発することができる。 (1) 報酬、給料、手当等、退職給付費、賃金及び通勤に係る費用弁償 (2)～(8)　（略） ４　（略）	（請求書の徴取） **第42条**　（略） ２　（略） ３　第１項の規定にかかわらず、支出命令者は、次の各号に掲げる経費については、請求書によらないで支出命令を発することができる。 (1) 報酬、給料、手当等、退職給与金、賃金及び通勤に係る費用弁償 (2)～(8)　（略） ４　（略）
（資金前渡の範囲） **第46条**　電気、ガス若しくは水の供給又は電気通信役務の提供に伴い物品を借り入れる契約に基づき支払をする経費については、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号。以下「令」という。）第21条の５第１項第14号の規定により資金前渡の	（資金前渡の範囲） **第46条**　電気、ガス若しくは水の供給又は電気通信役務の提供に伴い物品を借り入れる契約に基づき支払をする経費については、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号。以下「令」という。）第21条の５第14号の規定により資金前渡の方法に

方法によつて支払うことができる。 ２　（略）	よつて支払うことができる。 ２　（略）
（小切手の亡失等の請求） **第68条**　振出日付から１年未満の小切手を亡失した者は、非訟事件手続法（平成23年法律第51号）の規定により有価証券を無効とする旨の宣言をするための公示催告をし、除権決定を受け、当該除権決定を証明できる書類及び当該小切手の未払証明書を添付して企業出納員に支払の請求をすることができる。 ２～４　（略）	（小切手の亡失等の請求） **第68条**　振出日付から１年未満の小切手を亡失した者は、非訟事件手続法（明治31年法律第14号）の規定により有価証券を無効とする旨の宣言をするための公示催告をし、除権決定を受け、当該除権決定を証明できる書類及び当該小切手の未払証明書を添付して企業出納員に支払の請求をすることができる。 ２～４　（略）
（償却資産） **第113条**　総務課長及び企業誘致推進課長は、固定資産のうち、次の各号に掲げるものを除く資産を償却資産として毎事業年度減価償却を行うものとする。 (1)・(2)　（略） (3) 投資その他の資産	（償却資産） **第113条**　総務課長及び企業誘致推進課長は、固定資産のうち、次の各号に掲げるものを除く資産を償却資産として毎事業年度減価償却を行うものとする。 (1)・(2)　（略） (3)　投資及び基金
（特別償却） **第115条**　規則第15条第２項に規定する減価償却額は、前条の規定により算出した額に、当該金額に100分の50を超えない範囲において、別に定める率を乗じて算出した金額を加算した額とすることができる。	（特別償却） **第115条**　規則第８条第２項に規定する減価償却額は、前条の規定により算出した額に、当該金額に100分の50を超えない範囲において、別に定める率を乗じて算出した金額を加算した額とすることができる。
（予算原案の作成） **第119条**　企業局長は、前条の予算見積書を調査の上必要な調整を行い、予算原案を作成し、知事に送付しなければならない。なお、予算に関する説明書のうち、予定キャッシュ・フロー計算書の作成は、間接法によるものとする。	（予算原案の作成） **第119条**　企業局長は、前条の予算見積書を調査の上必要な調整を行い、予算原案を作成し、知事に送付しなければならない。
（計理状況報告） **第127条**　総務課長は、毎月末日をもつて合計残高試算表その他必要な資料を作成し、翌月15日までに企業局長に提出しなければならない。	（計理状況報告） **第127条**　総務課長は、毎月末日をもつて合計残高試算表、資金予算表その他必要な資料を作成し、翌月15日までに企業局長に提出しなければならない。
（決算整理事項） **第128条**　決算整理事項は、次のとおりとする。 (1)・(2)　（略） (3) 繰延収益の償却 (4) 資産の評価 (5) 引当金の計上 (6)　（略） (7)　（略）	（決算整理事項） **第128条**　決算整理事項は、次のとおりとする。 (1)・(2)　（略） (3) 繰延資産の償却 (4) 退職給与引当金及び修繕準備引当金の計上 (5)　（略） (6) 渇水準備引当金の確定 (7)　（略）

（決算書類） 第130条　総務課長は、毎事業年度終了後５月20日までに、次の各号に掲げる決算書類を企業局長に提出しなければならない。なお、キャッシュ・フロー計算書の作成は、予定キャッシュ・フロー計算書と同じ方法によるものとする。 (1)～(6)　（略） (7)　キャッシュ・フロー計算書 (8)　（略） (9)　（略） (10)　（略） (11)　（略）	（決算書類） 第130条　総務課長は、毎事業年度終了後５月20日までに、次の各号に掲げる決算書類を企業局長に提出しなければならない。 (1)～(6)　（略） (7)　（略） (8)　（略） (9)　（略） (10)　（略）
（指名辞退） 第163条　（略） ２　電子入札に係る指名をされた者が、その者の使用に係る電子計算機から入札金額その他必要な事項を入力して、前条第１項に規定する指定の日時までに県の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しない場合は、当該入札につき指名を辞退したものとみなす。	（指名辞退） 第163条　（略） ２　電子入札に係る指名をされた者が、その者の使用に係る電子計算機から入札金額その他必要な事項を入力して、前条第１項に規定する指定の日時までに県の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しない場合は、当該入札につき指定を辞退したものとみなす。
（工事着手時期及び工期の起算） 第175条　（略） ２　建設工事の工事期間は、予算執行職員が入札の公告又は指名の通知において工事着手の時期を指定しない場合は、契約締結の日から起算する。	（工事着手時期及び工期の起算） 第175条　（略） ２　建設工事の工事期間は、予算執行職員が入札の広告又は指名の通知において工事着手の時期を指定しない場合は、契約締結の日から起算する。
第176条の６　（略）	第176条の６　（略）
第９章　リース会計	
（リース会計に係る特例の適用） 第177条　規則第55条各号のいずれかに該当するときは、規則第５条第２項第１号チ及び第２号ル並びに規則第７条第２項第６号及び第３項第12号の規定を適用しない。	
第10章　引当金	
（退職給付引当金の計上方法） 第178条　退職給付引当金の計上は、簡便法（当該事業年度の末日において全企業職員（同日における退職者を除く。）が自己の都合により退職するものと仮定した場合に支給すべき退職手当の総額による方法をいう。）によるものとする。	
第11章　報告セグメント	
（報告セグメントの区分） 第179条　規則第40条第２項に規定する報告セグメ	

ントの区分は、次の各号に掲げる会計に応じ、当該各号に定める区分とする。

(1) 電気事業会計　水力発電事業及び太陽光発電事業

(2) 工業用水道事業会計　上越工業用水道事業、新潟臨海工業用水道事業、栃尾工業用水道事業及び阿賀野川用水水源費事業

(3) 工業用地造成事業会計　南部産業団地造成事業、中部産業団地造成事業、東部産業団地造成事業及び東港工業用地造成事業

第12章　（略）

（証拠書類の保存期間）

第180条　（略）

（事務引継ぎ）

第181条　（略）

（準用規定）

第182条　（略）

（帳票その他の書類の様式）

第183条　（略）

（施行細則）

第184条　（略）

別表第１（第３条関係）

収入原因行為

科目等		次長	課長
１　収益的収入	（略）		
	(8) 長期前受金戻入		○
	(9)～(10)　（略）		
２　資本的収入	（略）		
	(7) 寄附金　（略）		
	（略）		

支出負担行為

科目等		次長	課長	課長補佐
１　収益的支出	（略）			
	(3) 退職給付費	（略）		
	（略）			
	(29) 引当金繰入額		○	
	(30)～(33)　（略）			
２　資本的	(1)　（略） 測量調査費	（略） （略）		

第９章　（略）

（証拠書類の保存期間）

第177条　（略）

（事務引継ぎ）

第178条　（略）

（準用規定）

第179条　（略）

（帳票その他の書類の様式）

第180条　（略）

（施行細則）

第181条　（略）

別表第１（第３条関係）

収入原因行為

科目等		次長	課長
１　収益的収入	（略）		
	(8)～(9)　（略）		
２　資本的収入	（略）		
	(7) 寄付金　（略）		
	（略）		

支出負担行為

科目等		次長	課長	課長補佐
１　収益的支出	（略）			
	(3) 退職給与金	（略）		
	（略）			
	(29)～(32)　（略）			
２　資本的	(1)　（略） 測量調査費	（略） （略）		

支出	リース資産購入費		50万円以上	50万円未満
	総係費	（略）		
	（略）	（略）		
	(2)　（略）	（略）		
	委託費	（略）		
	リース資産購入費		50万円以上	50万円未満
	総係費	（略）		
	（略）	（略）		
	（略）			
（略）				

別表第２（第４条、第４条の２関係）

収入原因行為

（略）

支出負担行為

科目等		事業所長に委任する範囲	次長に専決させる範囲
（略）			
２　資本的支出	(1)　（略）	（略）	
	測量調査費	（略）	
	リース資産購入費	○	50万円未満
	総係費	（略）	
	（略）		
（略）			

支出				
	総係費	（略）		
	（略）	（略）		
	(2)　（略）	（略）		
	委託費	（略）		
	総係費	（略）		
	（略）	（略）		
	（略）			
（略）				

別表第２（第４条、第４条の２関係）

収入原因行為

（略）

支出負担行為

科目等		事業所長に委任する範囲	次長に専決させる範囲
（略）			
２　資本的支出	(1)　（略）	（略）	
	測量調査費	（略）	
	総係費	（略）	
	（略）		
（略）			

第２条　新潟県企業局財務規程の一部を次のように改正する。

別表第３を次のように改める。

別表第３（第 16 条関係）

１　電気事業会計勘定科目

資　　産

固定資産

款	項	目	節	細節
（電気事業固定資産） 水力発電設備				
	（何）発電所 （何）			
		土地		
			貯水池土地（又は調整池土地） 発電所土地 附属土地	
		水源かん養林 建物		
			鉄筋コンクリート造 金属造	

			木造	
		水路		
			えん堤	
				（何）えん堤
			取水口	
				（何）取水口
			導水路	
				（何）導水路
			沈砂池	
				（何）沈砂池
			水槽	
				（何）水槽
			水圧管路	
				（何）水圧管路
			放水路	
				（何）放水路
			雑工事	
				（何）雑工事
		貯水池（又は調整池）		
			えん堤 雑工事	
		機械装置		
			水車 発電機 主要変圧器 配電盤開閉装置 自動制御装置 屋外鉄構 諸機械装置	
		諸装置		
			通信電灯電力装置 運材装置 修繕試験装置 雑装置	
		備品		
			工具 器具及び備品 車両及び小型船舶	
		無形固定資産		
			水利権 電話加入権 地上権 特許権 電気ガス供給施設利用権 水道施設利用権 電話回線施設利用権 （何）施設利用権	
		リース資産 リース資産減価償却累計額（貸方） 減価償却累計額（貸方） （共有者持分額）		

		（貸方）		
送電設備				
	（何）送電線路			
		土地		
			（何）	
		建物		
			（何）	
		架空電線路		
			鉄塔 鉄柱 コンクリート柱 木柱 がいし 電線 地線	
		地中電線路		
			管路 ケーブル	
		諸装置		
			雑装置	
		リース資産 リース資産減価償却累計額（貸方） 減価償却累計額（貸方）		
業務設備				
	本局			
		土地		
			（何）	
		建物		
			（何）	
		空中線施設		
			鉄塔 鉄柱 コンクリート柱 木柱 空中線	
		通信機械装置		
			搬送送受信装置 搬送結合装置 無線通信装置 交換装置 電源装置 諸機械装置	
		諸装置		
			給電装置 自動制御装置 修繕試験装置 雑装置	
		備品		
			（何）	
		無形固定資産		
			（何）	
		リース資産		

		リース資産減価償却累計額（貸方） 減価償却累計額（貸方）		
太陽光発電設備				
	（何）発電所			
	（何）			
		土地		
			発電所土地 付属土地	
		建物		
			鉄筋コンクリート造 金属造 木造	
		構築物		
			（何）	
		機械装置		
			太陽電池 逆変換装置 主要変圧器 配電盤開閉装置 自動制御装置 屋外鉄構 諸機械装置 （何）	
		諸装置		
			通信電灯電力装置 運材装置 修繕試験装置 雑装置 （何）	
		備品		
			工具 器具及び備品 車両及び小型船舶	
		無形固定資産		
			電話加入権 地上権 特許権 電気ガス供給施設利用権 水道施設利用権 電話回線施設利用権 （何）施設利用権	
		リース資産 リース資産減価償却累計額（貸方） 減価償却累計額（貸方）		
（附帯事業固定資産） （何） （事業外固定資産） （何） （固定資産仮勘定） 建設仮勘定				

	（何）建設工事			
		（何）		
			（何）	
		総係費		
			給料 手当等 退職給付費 法定福利費 厚生福利費 賃金 消耗品費 修繕費 補償費 賃借料 委託費 損害保険料 通信運搬費 旅費 会議費 分担金 諸費 賞与引当金繰入額 法定福利費引当金繰入額 雑収入（貸方）	
		仮設備		
			建物 工事用備品 機械設備 道路設備 諸設備	
		仮設備費 補償費 調査費 工事用動力費 工事用材料費 建設中利子 仮受金（貸方）		
			共同事業仮受金（貸方）	
建設準備勘定				
	（何）準備費			
		（何）		
			（何）	
除却仮勘定 （投資その他の資産） 投資有価証券				
	株式 社債 公社債 国債 地方債			
出資金				
	（何）			
長期貸付金				
	他会計貸付金			

		一般会計貸付金 工業用水道事業会計貸付金 （何）		
	その他貸付金			
貸倒引当金				
	（何）			
基金				
	（何）			
未収金				
貸倒引当金				
その他投資				
	（何）			

流動資産

款	項	目	節	細節
現金預金				
	現金 預金			
未収金				
	営業未収金			
		電力料 遅収加算料 営業雑収益		
	営業外未収金			
		財務収益 附帯事業収益 事業外収益		
	その他未収金			
		諸売却代 消費税及び地方消費税 その他未収金		
貸倒引当金				
有価証券				
	株式 社債 諸有価証券			
受取手形				
貸倒引当金				
短期貸付金				
	他会計貸付金 （何）貸付金			
貸倒引当金				
貯蔵品				
	本局（又は（何）事業所）			
		一般貯蔵品		
			（何）	
		特殊貯蔵品		
			（何）	
		加工口		
前払費用				
	本局（又は（何）事業			

	所）			
		損害保険料 その他前払費用		
前払金				
	本局（又は（何）事業所）			
		工事代 物品代 消費税及び地方消費税 その他前払金		
未収収益				
貸倒引当金				
その他流動資産				
	保管有価証券			
		（何）銀行		
	仮払金			
		消費税及び地方消費税 特定収入消費税及び地方消費税		
	その他雑流動資産			
共通管理費				

負　　債

固定負債

款	項	目	節	細節
企業債				
	建設改良費等の財源に充てるための企業債			
		財務省 地方公共団体金融機構 （何）銀行 （何）		
	その他の企業債			
		財務省 地方公共団体金融機構 （何）銀行 （何）		
他会計借入金				
	建設改良費等の財源に充てるための長期借入金			
		一般会計借入金 （何）借入金		
	その他の長期借入金			
		一般会計借入金 （何）借入金		
リース債務				
引当金				
	退職給付引当金 修繕引当金			

	特別修繕引当金 （何）引当金			
その他固定負債				

流動負債

款	項	目	節	細節
一時借入金				
	（何）銀行 （何）			
企業債				
	建設改良費等の財源に充てるための企業債			
		財務省 地方公共団体金融機構 （何）銀行 （何）		
	その他の企業債			
		財務省 地方公共団体金融機構 （何）銀行 （何）		
他会計借入金				
	建設改良費等の財源に充てるための長期借入金			
		一般会計借入金 （何）借入金		
	その他の長期借入金			
		一般会計借入金 （何）借入金		
リース債務				
未払金				
	本局（又は（何）事業所）			
		物品代 工事代 人件費 支払利息 還付金 消費税及び地方消費税 その他未払金		
未払費用				
	本局（又は（何）事業所）			
		賃借料 損害保険料 その他未払費用		
前受金				
	本局（又は（何）事業所）			
		営業前受金 営業外前受金		

		その他前受金		
前受収益				
引当金				
	退職給付引当金 賞与引当金 法定福利費引当金 修繕引当金 特別修繕引当金 （何）引当金			
その他流動負債				
	預り金			
		本局（又は（何）事業所）		
			源泉徴収税 社会保険料 消費税及び地方消費税 その他預り金	
	預り有価証券			
		本局（又は（何）事業所）		

繰延収益

款	項	目	節	細節
長期前受金				
	再評価積立金 受贈財産評価額 寄附金 工事負担金 国庫補助金 一般会計補助金 その他資本剰余金			
長期前受金収益化累計額（借方）				

資　　本

資本金

款	項	目	節	細節
資本金				

剰余金

款	項	目	節	細節
資本剰余金				
	再評価積立金 受贈財産評価額 寄附金 工事負担金 国庫補助金 一般会計補助金 その他資本剰余金			
利益剰余金				
	減債積立金 利益積立金 建設改良積立金 新潟県社会文化施設整備積立金 中小水力発電開発改良積立金			

	地域振興積立金 その他積立金 当年度未処分利益剰余金（当年度未処理欠損金）			
		繰越利益剰余金年度末残高（繰越欠損金年度末残高）		
		当年度純利益（当年度純損失）		

収　　益

電気事業収益

款	項	目	節	細節
営業収益				
	電力料			
		電力料 遅収加算料		
	太陽光発電電力料			
		電力料		
	営業雑収益			
		諸貸付料 その他営業雑収益		
附帯事業収益				
財務収益				
	受入利息			
		有価証券利息 預金利息 貸付金利息 雑利息		
	基金収益			
		基金利息		
	受入配当金			
		株式配当金		
事業外収益				
	他会計繰入金 長期前受金戻入 雑収益			
		固定資産売却収益 有価証券売却収益 事業外固定資産管理収益 不用品売却収益 その他雑収益		
	受託金			
		（何）		
	中小水力建設費利子補給金			
特別利益				
	固定資産売却益 過年度損益修正益 その他特別利益			

費　　用

電気事業費用

款	項	目	節	細節

営業費用					
	水力発電費				
		（何）事業所			
			給料		
			手当等		
			法定福利費		
			厚生福利費		
			賃金		
			潤滑油脂費		
			消耗品費		
			建物修繕費		
				材料費	
				請負代	
				諸費	
			構築物修繕費		
				材料費	
				請負代	
				諸費	
			機械装置修繕費		
				材料費	
				請負代	
				諸費	
			雑修繕費		
				材料費	
				請負代	
				諸費	
			補償費		
			賃借料		
			委託費		
			損害保険料		
			養成費		
			交付金		
			水利使用料		
			通信運搬費		
			旅費		
			会議費		
			分担金		
			雑費		
			雑損		
			減価償却費		
				普通償却費	
				特別償却費	
			固定資産除却費		
				除却費	
				除却損	
			たな卸資産減耗費		
			共有設備費分担額		
			共有設備費分担額（貸方）		
			賞与引当金繰入額		
			法定福利費引当金繰入額		
			修繕引当金繰入額		
			特別修繕引当金繰入額		
			（何）引当金繰入額		

	送電費			
		（何）事業所		
			給料	
			手当等	
			法定福利費	
			厚生福利費	
			賃金	
			消耗品費	
			建物修繕費	
				材料費
				請負代
				諸費
			架空電線路修繕費	
				材料費
				請負代
				諸費
			地中電線路修繕費	
				材料費
				請負代
				諸費
			雑修繕費	
				材料費
				請負代
				諸費
			補修費	
			賃借料	
			託送料	
			委託費	
			損害保険料	
			養成費	
			交付金	
			通信運搬費	
			旅費	
			会議費	
			分担金	
			雑費	
			雑損	
			減価償却費	
				普通償却費
				特別償却費
			固定資産除却費	
				除却費
				除却損
			たな卸資産減耗費	
			共有設備費分担額	
			共有設備費分担額（貸方）	
			賞与引当金繰入額	
			法定福利費引当金繰入額	
			修繕引当金繰入額	
			特別修繕引当金繰入額	
			（何）引当金繰入額	
	一般管理費			
		本局		

			給料		
			手当等		
			退職給付費		
			法定福利費		
			厚生福利費		
			賃金		
			報酬		
			消耗品費		
			建物修繕費		
				材料費	
				請負代	
				諸費	
			構築物修繕費		
				材料費	
				請負代	
				諸費	
			機械装置修繕費		
				材料費	
				請負代	
				諸費	
			雑修繕費		
				材料費	
				請負代	
				諸費	
			補償費		
			賃借料		
			委託費		
			損害保険料		
			養成費		
			研究費		
			調査費		
			交付金		
			通信運搬費		
			旅費		
			会議費		
			分担金		
			雑費		
			雑損		
			減価償却費		
				普通償却費	
				特別償却費	
			固定資産除却費		
				除却費	
				除却損	
			たな卸資産減耗費		
			共有設備費分担額		
			共有設備費分担額（貸方）		
			賞与引当金繰入額		
			法定福利費引当金繰入額		
			修繕引当金繰入額		
			特別修繕引当金繰入額		
			（何）引当金繰入額		
	太陽光発電費				

		（何）事業所		
			給料	
			手当等	
			法定福利費	
			厚生福利費	
			賃金	
			潤滑油脂費	
			消耗品費	
			建物修繕費	
				材料費
				請負代
				諸費
			構築物修繕費	
				材料費
				請負代
				諸費
			機械装置修繕費	
				材料費
				請負代
				諸費
			雑修繕費	
				材料費
				請負代
				諸費
			補償費	
			賃借料	
			委託費	
			損害保険料	
			養成費	
			交付金	
			通信運搬費	
			旅費	
			会議費	
			分担金	
			雑費	
			雑損	
			減価償却費	
				普通償却費
				特別償却費
			固定資産除却費	
				除却費
				除却損
			たな卸資産減耗費	
			共有設備費分担額	
			共有設備費分担額（貸方）	
			賞与引当金繰入額	
			法定福利費引当金繰入額	
			修繕引当金繰入額	
			特別修繕引当金繰入額	
			貸倒引当金繰入額	
			（何）引当金繰入額	
附帯事業費用				
	（何）			

財務費用				
	支払利息			
		企業債利息 一時借入金利息 雑利息 建設中利子振替額(貸方)		
	企業債取扱諸費			
事業外費用				
	他会計繰出金			
	雑損失			
		建設準備勘定償却費 固定資産売却損 事業外固定資産管理費 財務偶発損 物品売却原価		
		その他雑損失		
	受託費			
		(何)		
			(何)	
特別損失				
	固定資産売却損 減損損失 災害による損失 過年度損益修正損			
		(何)		
	その他特別損失			

2　工業用水道事業会計勘定科目

資　　産

固定資産

款	項	目	節	細節
有形固定資産				
	(何) 水道設備			
		土地		
			事務所用地 施設用地 その他土地	
		建物		
			事務所用建物 施設用建物 公舎合宿用建物 その他建物	
		建物減価償却累計額(貸方) 構築物		
			原水及び浄水設備 配水設備 その他構築物	
		構築物減価償却累計額(貸方) 機械及び装置		
			電気設備 内燃設備	

			ポンプ設備 塩素滅菌設備 量水器 その他機械装置	
		機械及び装置減価償却累計額（貸方） 車両運搬具		
			自動車 その他車両	
		車両運搬具減価償却累計額（貸方） 工具器具及び備品		
			工具 器具及び備品	
		工具器具及び備品減価償却累計額（貸方） 船舶 船舶減価償却累計額（貸方） リース資産 リース資産減価償却累計額（貸方）		
	建設仮勘定			
		（何）建設工事		
			（何）	
				（何）
			総係費	
				給料 手当等 退職給付費 法定福利費 厚生福利費 賃金 消耗品費 修繕費 賃借料 委託費 損害保険料 通信運搬費 旅費 会議費 分担金 報償費 雑費 賞与引当金繰入額 法定福利費引当金繰入額 雑収入（貸方）
			仮設備	
				建物 工事用備品 機械設備 道路設備 諸設備
			仮設備費 補償費	

			調査費 建設中利子 仮受金（貸方）	
				共同事業仮受金（貸方）
	建設準備勘定			
		（何）調査費		
			（何）	
無形固定資産				
	（何）水道設備			
		水利権 借地権 地上権 特許権 施設利用権		
			電気供給施設利用権 上水道施設利用権 電信電話専用施設利用権 ガス供給施設利用権 （何）利用権	
		電話加入権 リース資産 その他無形固定資産		
	無形固定資産仮勘定			
		（何）水道設備		
			特許権 その他無形固定資産	
投資その他の資産				
	投資有価証券			
		電信電話債 （何）		
	出資金 長期貸付金			
		他会計貸付金 （何）貸付金		
	貸倒引当金 基金 未収金 貸倒引当金 その他投資			

流動資産

款	項	目	節	細節
現金預金				
	現金 預金			
未収金				
	営業未収金			
		給水収益 受託工事収益 その他営業収益		
	営業外未収金			
		受取利息 その他営業外収益		

	その他未収金			
		諸売却代 消費税及び地方消費税 その他未収金		
貸倒引当金				
貯蔵品				
	本局（又は（何）事業所）			
		一般貯蔵品		
			（何）	
		特殊貯蔵品		
			（何）	
有価証券				
	株式 社債 諸有価証券			
受取手形				
貸倒引当金				
短期貸付金				
	他会計貸付金 （何）貸付金			
貸倒引当金				
前払費用				
	本局（又は（何）事業所）			
		未経過損害保険料 その他前払費用		
前払金				
	本局（又は（何）事業所）			
		工事代 物品代 消費税及び地方消費税 その他前払金		
未収収益				
貸倒引当金				
その他流動資産				
	保管有価証券			
		（何）		
	仮払金			
		消費税及び地方消費税 特定収入消費税及び地方消費税		
	その他雑流動資産			
共通管理費				

負　　債

固定負債

款	項	目	節	細節
企業債				
	建設改良費等の財源に充てるための企業			

	債			
		財務省 地方公共団体金融機構 （何）銀行 （何）		
	その他の企業債			
		財務省 地方公共団体金融機構 （何）銀行 （何）		
他会計借入金				
	建設改良費等の財源に充てるための長期借入金			
		一般会計借入金 他会計借入金 （何）		
	その他の長期借入金			
		一般会計借入金 他会計借入金 （何）		
リース債務				
引当金				
	退職給付引当金 修繕引当金 特別修繕引当金 （何）引当金			
その他固定負債				

流動負債

款	項	目	節	細節
一時借入金				
	（何）銀行 （何）			
企業債				
	建設改良費等の財源に充てるための企業債			
		財務省 地方公共団体金融機構 （何）銀行 （何）		
	その他の企業債			
		財務省 地方公共団体金融機構 （何）銀行 （何）		
他会計借入金				
	建設改良費等の財源に充てるための長期借入金			

		一般会計借入金 他会計借入金 （何）		
	その他の長期借入金			
		一般会計借入金 他会計借入金 （何）		
リース債務				
未払金				
	本局（又は（何）事業所）			
		物品代 工事代 人件費 支払利息 還付金 消費税及び地方消費税 その他未払金		
未払費用				
	本局（又は（何）事業所）			
		賃借料 損害保険料 その他未払費用		
前受金				
	本局（又は（何）事業所）			
		営業前受金 営業外前受金 その他前受金		
前受収益				
引当金				
	退職給付引当金 賞与引当金 法定福利費引当金 修繕引当金 特別修繕引当金 （何）引当金			
その他流動負債				
	預り金			
		本局（又は（何）事業所）		
			源泉徴収税 社会保険料 消費税及び地方消費税 その他預り金	
	保管有価証券			
		（何）		

繰延収益

款	項	目	節	細節
長期前受金				
	再評価積立金 受贈財産評価額			

	寄附金 国庫補助金 一般会計補助金 工事負担金 その他資本剰余金			
長期前受金収益化累計額（借方）				

資　　本

資本金

款	項	目	節	細節
資本金				
	組入資本金 出資金			

剰余金

款	項	目	節	細節
資本剰余金				
	再評価積立金 受贈財産評価額 寄附金 国庫補助金 一般会計補助金 工事負担金 その他資本剰余金			
利益剰余金				
	減債積立金 利益積立金 建設改良積立金 その他積立金 当年度未処分利益剰余金（当年度未処理欠損金）			
		繰越利益剰余金年度末残高（繰越欠損金年度末残高） 当年度純利益（当年度純損失）		

収　　益

款	項	目	節	細節
工業用水道事業収益				
	営業収益			
		給水収益 受託工事収益 受託収益 その他営業収益		
			材料売却収益 産物売却収益 手数料 雑収益	
	営業外収益			
		受取利息及び配当金		
			預金利息 基金利息 貸付金利息 有価証券利息 配当金	

		他会計繰入金 受託工事収益 長期前受金戻入 雑収益		
			有価証券売却収益 使用料 固定資産売却収益 不用品売却収益 移設補償金 減収補償金 その他雑収益	
	特別利益			
		固定資産売却益 過年度損益修正益 その他特別利益		

費　　用

款	項	目	節	細節
工業用水道事業費用				
	営業費用			
		（何）水道費		
			給料 手当等 法定福利費 厚生福利費 賃金 消耗品費 修繕費 動力費 薬品費 補償費 賃借料 委託費 損害保険料 養成費 交付金 通信運搬費 旅費 会議費 分担金 雑費 減価償却費 資産減耗費 賞与引当金繰入額 法定福利費引当金繰入額 修繕引当金繰入額 特別修繕引当金繰入額 貸倒引当金繰入額 （何）引当金繰入額	
		受託工事費		
			工事請負費 （何）	
		総係費		
			給料 手当等	

			退職給付費 法定福利費 厚生福利費 賃金 消耗品費 修繕費 補償費 賃借料 委託費 損害保険料 養成費 研究費 通信運搬費 旅費 会議費 分担金 雑費 賞与引当金繰入額 法定福利費引当金繰入額 修繕引当金繰入額 貸倒引当金繰入額 （何）引当金繰入額	
	営業外費用			
		支払利息及び企業債取扱諸費		
			企業債利息 他会計借入金利息 一時借入金利息 企業債手数料及び取扱費	
		他会計繰出金		
			（何）	
		受託工事費		
			工事請負費 （何）	
		雑支出		
			工事請負費 消耗品費 賃借料 旅費 特別減価償却費 不用品売却原価 固定資産売却損 その他雑支出	
	特別損失			
		固定資産売却損 減損損失 災害による損失 過年度損益修正損 その他特別損失		

３　工業用地造成事業会計勘定科目

資　　産

固定資産

款	項	目	節	細節

有形固定資産				
	土地	（何）		
	建物	（何）		
	建物減価償却累計額（貸方）	（何）		
	構築物	（何）		
	構築物減価償却累計額（貸方）	（何）		
	機械及び装置	（何）		
	機械及び装置減価償却累計額（貸方）	（何）		
	車両運搬具			
	車両運搬具減価償却累計額（貸方）			
	工具器具及び備品			
		工具	（何）	
		器具及び備品	（何）	
	工具器具及び備品減価償却累計額（貸方）	（何）		
	リース資産			
	リース資産減価償却累計額（貸方）			
無形固定資産				
	借地権 地上権 施設利用権 電話加入権 リース資産 その他無形固定資産			
投資その他の資産				
	投資有価証券 基金 出資金 完成土地年賦未収金 貸倒引当金 その他投資			

工業用地造成資産

款	項	目	節	細節
完成土地				
	（何）地区完成土地			
未成土地				
	（何）地区未成土地			
		用地費		
			用地及び補償費 取得雑費	
		補償費		
			漁業補償 農業補償 工業補償 その他補償	
		造成工事費 諸設備費		
			道路設備 橋梁設備	

			その他設備		
		測量調査費 賃借料 委託費 分担金 仮設備			
			土地 建物 構築物 機械及び装置 工具器具及び備品 その他仮設備		
		仮設備費用 （何）			
			（何）		
	総係費				
		給料 手当等 賞与引当金繰入額 退職給付費 法定福利費 法定福利費引当金繰入額 厚生福利費 賃金 消耗品費 修繕費 修繕引当金繰入額 特別修繕引当金繰入額 賃借料 委託費 損害保険料 養成費 通信運搬費 旅費 会議費 分担金 貸倒引当金繰入額 （何）引当金繰入額 雑費			
	仮設備				
		土地 建物 構築物 機械及び装置 車両運搬具 工具器具及び備品 その他仮設備			
	仮設備費用 建設中利子				
		企業債利息 他会計借入金利息 一時借入金利息 企業債手数料及び取扱費			

	工事用材料 雑支出 雑収入（貸方）			

流動資産

款	項	目	節	細節
現金預金				
	現金 預金			
未収金				
	営業未収金			
		完成土地売却代金 受託工事収益 その他営業収益		
	営業外未収金			
		営業外未収金		
	その他未収金			
		消費税及び地方消費税 その他未収金		
貸倒引当金				
有価証券				
	株式 社債 諸有価証券			
受取手形				
貸倒引当金				
貯蔵品				
	材料 消耗工具、器具及び備品 消耗品 その他貯蔵品			
前払金				
	工事代 物品代 消費税及び地方消費税 その他前払金			
未収収益				
貸倒引当金				
その他流動資産				
	保管有価証券 仮払金			
		消費税及び地方消費税 特定収入消費税及び地方消費税		

負　　債

固定負債

款	項	目	節	細節
企業債				
	建設改良費等の財源に充てるための企業債			

		財務省 地方公共団体金融機構 縁故債 （何）		
	その他の企業債			
		財務省 地方公共団体金融機構 縁故債 （何）		
他会計借入金				
	建設改良費等の財源に充てるための長期借入金			
		一般会計借入金 他会計借入金 （何）		
	その他の長期借入金			
		一般会計借入金 他会計借入金 （何）		
リース債務				
引当金				
	退職給付引当金 特別修繕引当金 （何）引当金			
繰延年賦売却益原価見返勘定				
	完成土地原価見返勘定			
		（何）原価見返勘定		
その他固定負債				
	環境整備負担金			
	契約保証金	（何）		
	その他固定負債			

流動負債

款	項	目	節	細節
一時借入金				
	他会計借入金 その他借入金			
		起債前借 その他借入金		
企業債				
	建設改良費等の財源に充てるための企業債			
		財務省 地方公共団体金融機構 縁故債 （何）		
	その他の企業債			
		財務省 地方公共団地金融機		

		構 縁故債 （何）		
他会計借入金				
	建設改良費等の財源に充てるための長期借入金			
		一般会計借入金 他会計借入金 （何）		
	その他の長期借入金			
		一般会計借入金 他会計借入金 （何）		
リース債務				
未払金				
	工事代 物品代 人件費 支払利息 消費税及び地方消費税 その他未払金			
未払費用				
前受金				
	営業前受金 営業外前受金 その他前受金			
前受収益				
引当金				
	退職給付引当金 賞与引当金 法定福利費引当金 修繕引当金 特別修繕引当金 （何）引当金			
その他流動負債				
	預り金			
		源泉徴収税額 社会保険料 消費税及び地方消費税 その他預り金		
	預り有価証券 その他流動負債			

繰延収益

款	項	目	節	細節
長期前受金				
	受贈財産評価額 寄附金 国庫補助金 一般会計補助金 その他資本剰余金			
長期前受金収益化累計額（借方）				

	受贈財産評価額 寄附金 国庫補助金 一般会計補助金 その他資本剰余金			

資　　本

資本金

款	項	目	節	細節
資本金				

剰余金

款	項	目	節	細節
資本剰余金				
	受贈財産評価額 寄附金 国庫補助金 一般会計補助金 その他資本剰余金			
利益剰余金				
	減債積立金			
	利益積立金 その他積立金 当年度未処分利益剰余金			
		繰越利益剰余金年度末残高 当年度純利益		
	当年度未処理欠損金			
		繰越欠損金年度末残高 当年度純損失		

収　　益

収益

款	項	目	節	細節
工業用地造成事業収益				
	営業収益			
		土地売却収益		
			（何）売却収益	
		受託工事収益 その他営業収益		
			（何）賃貸料 工場賃貸料 雑収益	
	営業外収益			
		受取利息及び配当金		
			預金利息 有価証券利息 延納金利息 配当金	
		他会計繰入金 利子補給金 長期前受金戻入 雑収益		
			使用料 固定資産売却益	

			不用品売却収益 その他雑収益	
	特別利益			
		固定資産売却益 過年度損益修正益 その他特別利益		

費　　用

費用

款	項	目	節	細節
工業用地造成事業費用				
	営業費用			
		土地売却原価		
			（何）売却原価	
		受託工事費 一般管理費		
			給料 手当等 賞与引当金繰入額 退職給付費 法定福利費 法定福利費引当金繰入額 厚生福利費 賃金 消耗品費 修繕費 修繕引当金繰入額 特別修繕引当金繰入額 広告宣伝費 賃借料 委託費 損害保険料 養成費 調査費 交付金 通信運搬費 旅費 会議費 分担費 貸倒引当金繰入額 （何）引当金繰入額 雑費 減価償却費 資産減耗費	
				除却費 除却損 たな卸資産減耗費
		誘致活動費		
			消耗品費 広告宣伝費 賃借料 委託費 報償費 通信運搬費	

			旅費	
			会議費	
			雑費	
	営業外費用			
		支払利息及び企業債取扱諸費		
			企業債利息 他会計借入金利息 一時借入金利息 企業債手数料及び取扱費	
		消費税及び地方消費税		
		受託誘致活動費		
		緑化助成金		
		雑支出		
			不用品売却原価 固定資産売却損 その他雑支出	
	特別損失			
		固定資産売却損 減損損失 災害による損失 過年度損益修正損 その他特別損失		

4　共通管理勘定勘定科目

資　　産

流動資産

款	項	目	節
現金預金			
	現金		
	預金		
未収金			
	本局（又は上越利水事務所）		
		諸売却代	
		受入利息	
		その他未収金	
前払金			
	本局（又は上越利水事務所）		
		物品代	
		その他前払金	
その他流動資産			
	本局（又は上越利水事務所）		

負　　債

流動負債

款	項	目	節
仮受金			
	電気事業会計		
	工業用水道事業会計		
未払金			
	本局（又は上越利水事務所）		
		物品代	
		人件費	
		還付金	

その他流動負債		その他未払金	
	預り金		
		本局(又は上越利水事務所)	
			源泉徴収税
			社会保険料
			その他預り金

収　　益

款	項	目	節
共通管理収益			
	財務収益		
		受入利息	
	雑収益		
		不用品売却収益	
			本局(又は上越利水事務所)
		その他雑収益	
			本局(又は上越利水事務所)

費　　用

款	項	目	節
共通管理費用			
	本局(又は上越利水事務所)		
		給料	
		手当等	
		退職給付費	
		報酬	
		法定福利費	
		厚生福利費	
		賃金	
		消耗品費	
		修繕費	
		賃借料	
		委託費	
		養成費	
		通信運搬費	
		旅費	
		会議費	
		分担費	
		雑費	

附　則

この規程は、平成26年４月１日から施行し、平成26年度の事業年度から適用する。